

令和3年度 「東京都就労支援事業計画」

令和3年3月30日
産業労働局

目 次

I 就労支援事業計画の意義	1
II 令和3年度計画策定の視点	3
III 事業計画（重点事業）一覧	4
1 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用就業情勢に 対応した雇用緊急対策	5
2 障害者など就労に困難を抱える方への支援	10
3 女性・高齢者の活躍に向けた就業支援	23
4 東京の持続的な成長を支える産業人材の育成・確保	28
5 働き方改革の推進	32
〈関連資料〉	36

I 就労支援事業計画の意義

- この事業計画は「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づいて、都が策定する「就労の支援に係る施策等に関する事業の計画（就労支援事業計画）」です。
- 都は、社会経済情勢や雇用労働情勢の変化に的確に対応する施策を機動的・効果的に展開していくため、毎年度、重点的に取り組む就労支援施策を事業計画としてとりまとめ、都民の皆様にお示ししていきます。
- 令和3年度は、「新型コロナウイルス感染症の影響による雇用就業情勢に対応した雇用緊急対策」「障害者など就労に困難を抱える方への支援」など、5つの柱立ての下に、25の重点事業を計画として盛り込みました。

- 本計画は、学識経験者のほか、経営者団体、労働者団体、国などの関係機関の皆様から幅広くご意見をいただき、策定しています。
- 今後、事業計画に基づく事業の実施状況について、関係機関等のご意見をいただき検証を行い、都民の皆様幅広く公表し、施策に反映していきます。

<事業計画の策定・検証サイクル>

計画の策定

就労支援条例に基づき、毎年度、重点的施策をとりまとめ事業計画として策定・公表（3月下旬）

事業の実施

事業計画に基づき、雇用労働情勢等に的確に対応する施策を機動的・効果的に実施

実施状況の公表・検証

事業の実施状況を公表
経営者・労働者団体等関係機関の意見を聴取、検証

施策に反映

事業の実施状況の検証結果を次年度の施策に反映

Ⅱ 令和3年度計画策定の視点

○ 令和3年度については、次の3つの視点を踏まえて事業を構築し、計画を策定しています。

視点1

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい雇用就業情勢、中小企業の人材ニーズを踏まえた事業の構築

視点2

都の関係局、国・ハローワーク、区市町村等の関係機関、多様な民間就労支援事業者との効果的な連携

視点3

テレワークやサービスのオンライン化の進展など、デジタル社会を見据えた事業の構築

Ⅲ 事業計画（重点事業）一覧

～25のリーディング事業～

1 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用就業情勢に対応した雇用緊急対策

- コロナ禍における新たな雇用創出・安定化支援事業
- 早期再就職緊急支援事業
- 業界連携再就職支援事業
- 緊急対策委託訓練

2 障害者など就労に困難を抱える方への支援

- 就労困難者特別支援事業
- ソーシャルファーム支援事業
- 障害者雇用ナビゲート事業
- テレワーク活用による障害者雇用促進モデル事業
- 区市町村障害者就労支援事業
- ひとり親家庭支援センター事業
- 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）
- 保護観察対象少年の会計年度任用職員としての雇用
- 特別支援学校の規模と配置の適性化（就業技術科・職能開発科を有する学校の設置）
- 都立特別支援学校における就労支援
- 重層的な住宅セーフティネット

3 女性・高齢者の活躍に向けた就業支援

- テレワークを活用した女性の雇用拡大事業
- 女性向け委託訓練
- 東京セカンドキャリア塾
- 東京キャリア・トライアル65

4 東京の持続的な成長を支える産業人材の育成・確保

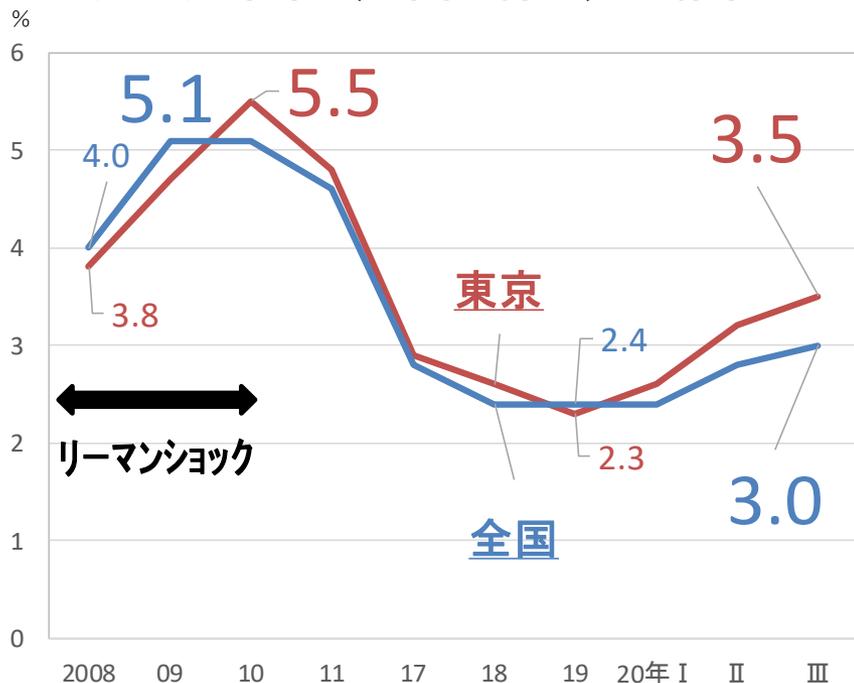
- デジタル人材育成支援事業
- 中小企業人材スキルアップ支援事業
- 特定技能外国人雇用支援事業

5 働き方改革の推進

- 働き方改革促進事業
- 働くパパママ育休取得応援事業
- テレワークの推進

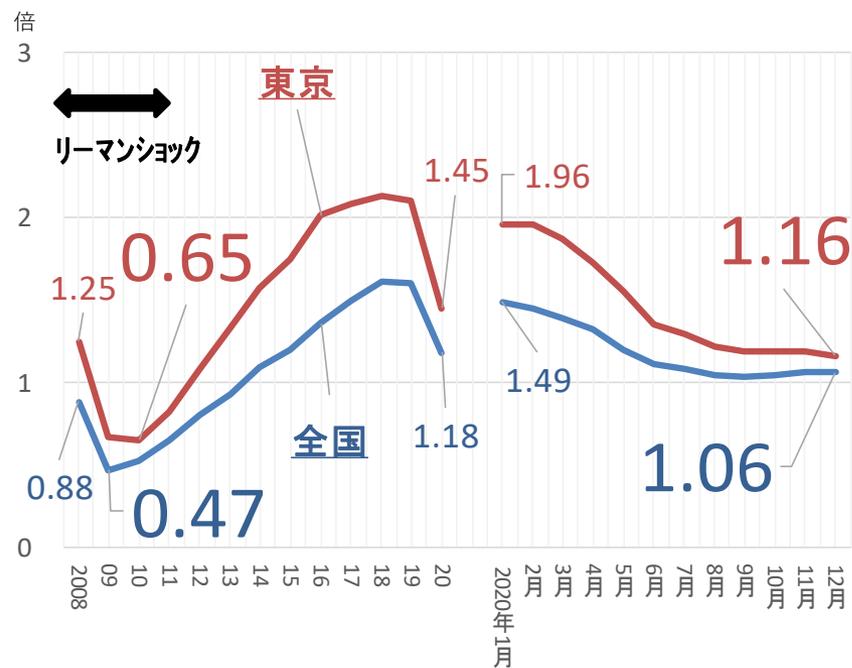
1 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用就業情勢に対応した雇用緊急対策～東京版ニューディール～

＜完全失業率（全国・都内）の推移＞



出典：労働力調査（総務省、東京都）

＜有効求人倍率（全国・都内）の推移＞



出典：職業安定業務統計（厚生労働省）

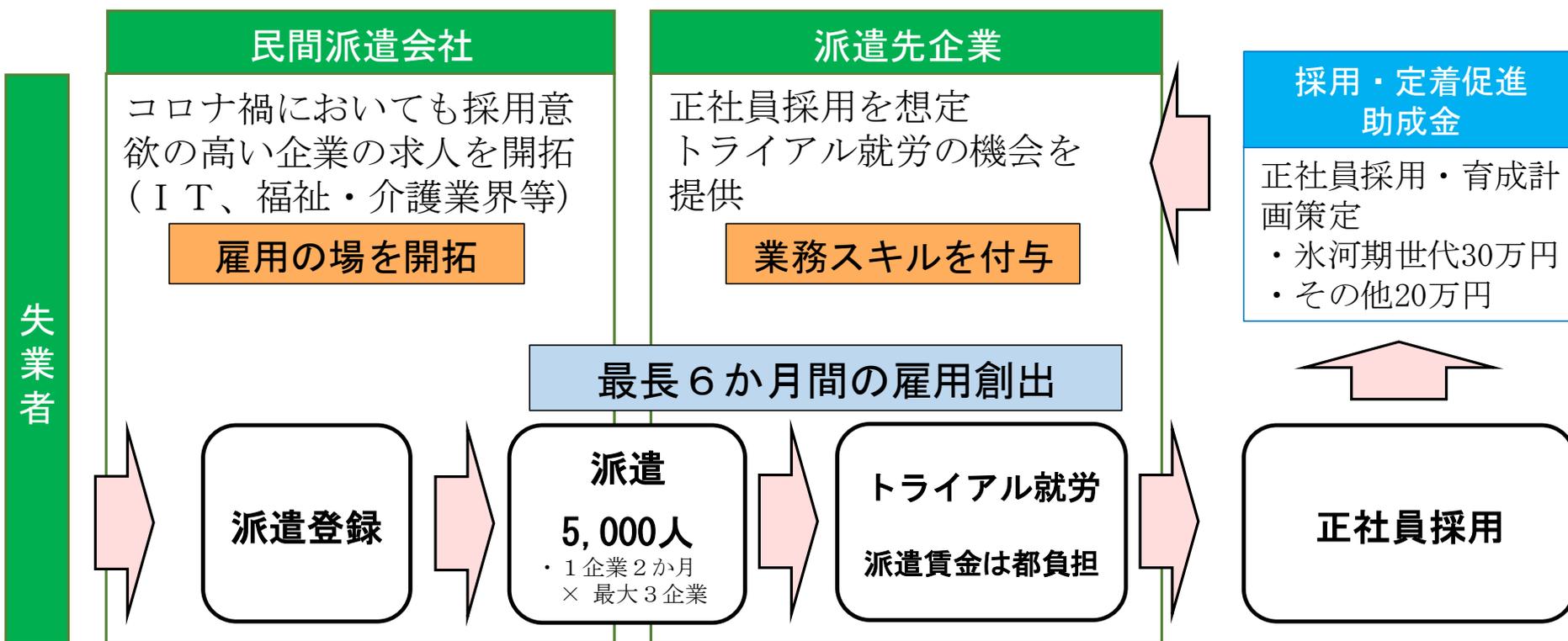
- コロナ禍の影響が長期にわたり、雇用情勢は急速に悪化
- 雇用施策を質・量ともに大幅に拡充する「東京版ニューディール」を実行

コロナ禍における新たな雇用創出・安定化支援事業

予算：約50億円

規模：5,000人

○成長産業であるITや、人手不足が顕著な福祉・介護・建設業界など、コロナ禍においても採用意欲の高い企業において、失業者にトライアル就労の機会を提供し、派遣先企業への正社員就職を後押し



早期再就職緊急支援事業

予算：約2.7億円

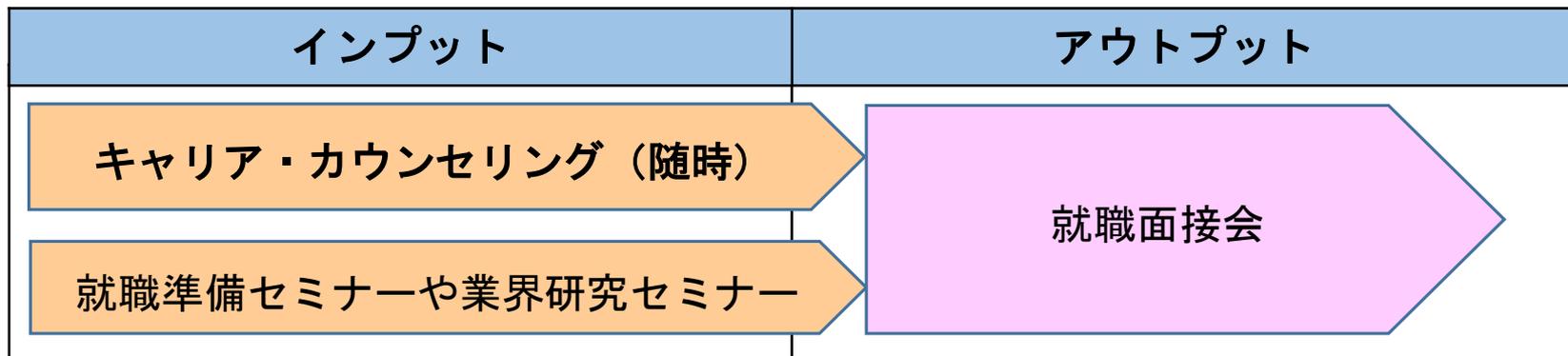
規模：1,200人

○キャリアカウンセリングから面接技法や業界研究に関するセミナー、就職面接会までを一日で集中して行う特別プログラムを提供し、離職者の早期再就職を支援

◆事業規模：24回（1,200人）

◆実施場所：都内会場（区部及び多摩）

◆支援の概要：キャリアカウンセリングや就職セミナー・業界研究、就職面接会を集中的に1日で実施



業界連携再就職支援事業

予算：約2億円

規模：200人

○コロナの影響による離職者などを対象に、人材を確保したい業界団体と連携し、業界知識と技能を付与する短期間の講習プログラムと業界傘下企業とのマッチングを組み合わせた再就職支援を実施

民間就職支援事業者（業界団体と連携）

業界団体

参加する業界団体の募集

連携団体の決定

5団体

短期講習プログラムの実施

20名×5団体×2期

(2週間～1か月程度)

業界と連携した短期職業講習

業界傘下企業におけるインターンシップ

業界傘下企業における職場体験

○参加者には、プログラム期間中における交通費・生活費相当額を支給

しごとセンター
求職者

カウンセリング等を通じて、本プログラムに参加したい方を募集

プログラム参加者決定

200名

業界傘下企業との合同企業面接会を実施

採用

緊急対策委託訓練

予算：約2.5億円

規模：1,000人

○コロナ禍の影響による離職者に対し、民間の教育訓練機関を活用し、成長産業であるITや人手不足が顕著な介護などの業界への就職に必要な資格取得や技能向上に資する職業訓練を実施

東京都

委託

民間教育機関等

【対象者】

コロナの影響を受け
失業した方など
(例：宿泊、飲食業
における失業者)

受講申し込み
ハローワーク

【訓練期間】 3ヵ月

【訓練科目】 情報や医療・介護分野等における
資格取得や技能向上に資する訓練科目

(習得する資格・技能)

- ・ ITパスポートやオラクル認定プログラマ
- ・ 診療報酬請求事務などの各種医療事務
- ・ 介護職員初任者研修 など

【訓練規模】 1,000人

再就職

ITベンダー

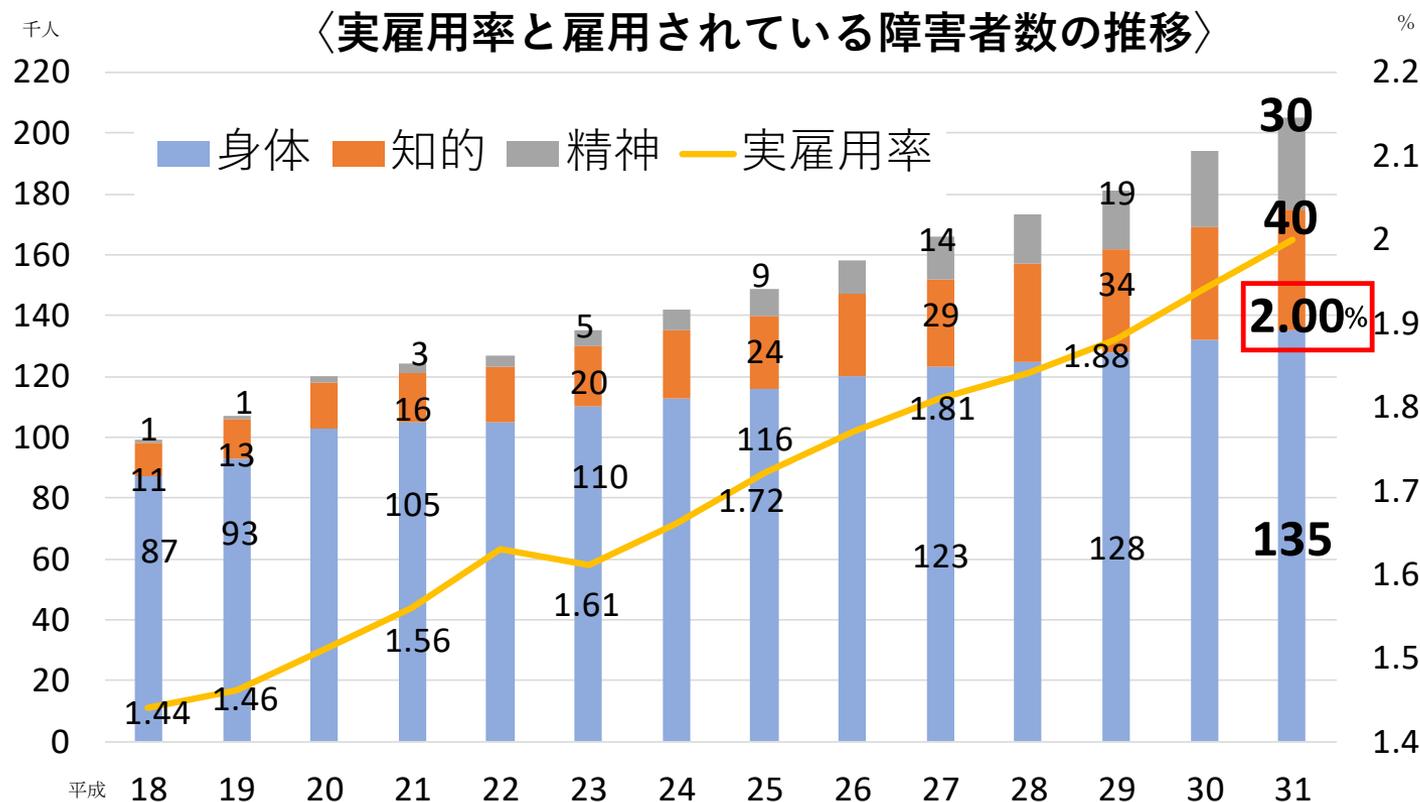
病院

介護施設

DXを図る
成長企業

など

2 障害者など就労に困難を抱える方への支援



出典：「障害者雇用状況」集計結果（東京労働局）

- 都内の障害者の実雇用率は上昇しているが、法定雇用率は下回っている状況
- ソーシャルファームの創設などにより、就労困難者の雇用を促進

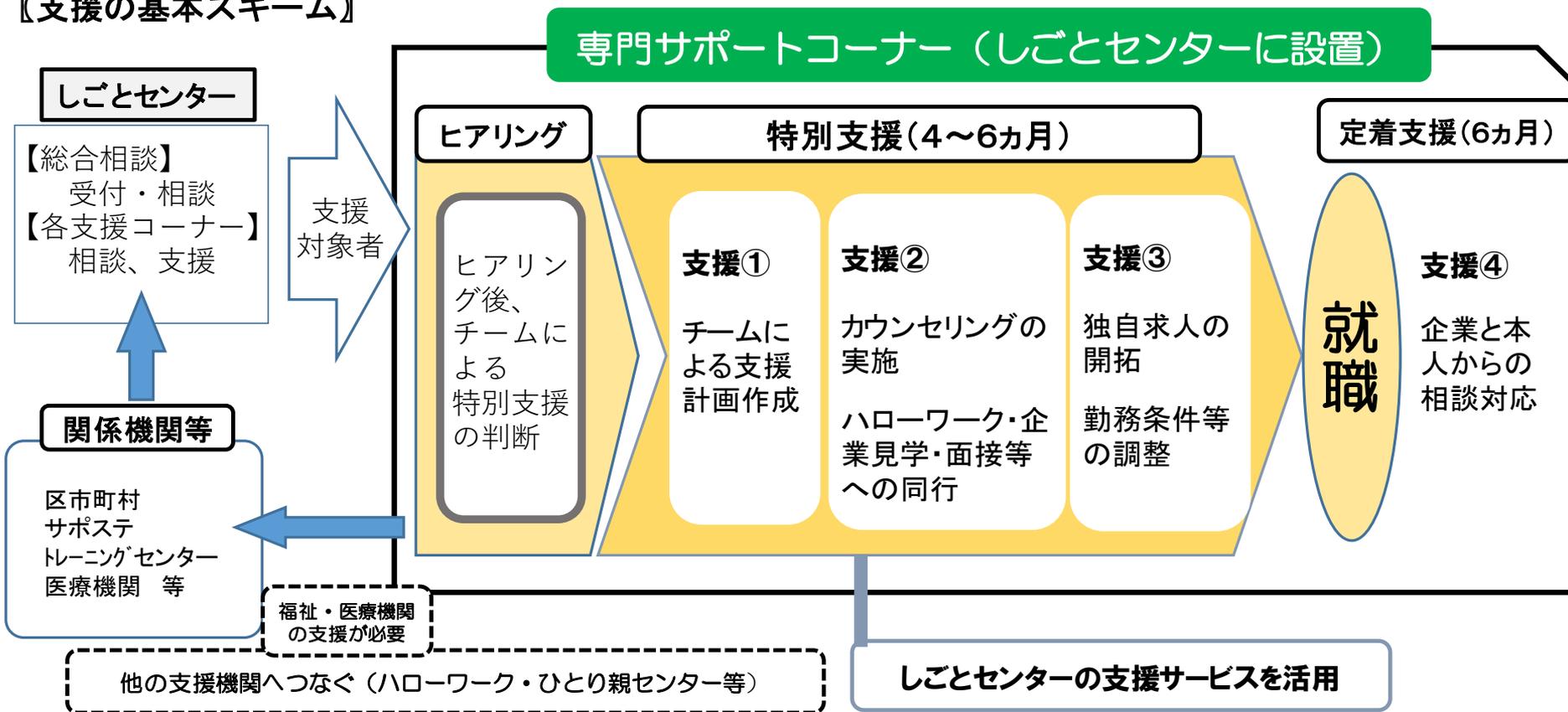
就労困難者特別支援事業

予算：約7千万円

支援規模：120人

○就労を希望しながら、様々な事由により就労に困難を抱える就労困難者に対して、キャリアカウンセラーや臨床心理士等がチームで支援計画を作成、オーダーメイド求人によるマッチング支援等を実施

【支援の基本スキーム】



ソーシャルファーム支援事業

予算：約9.2億円

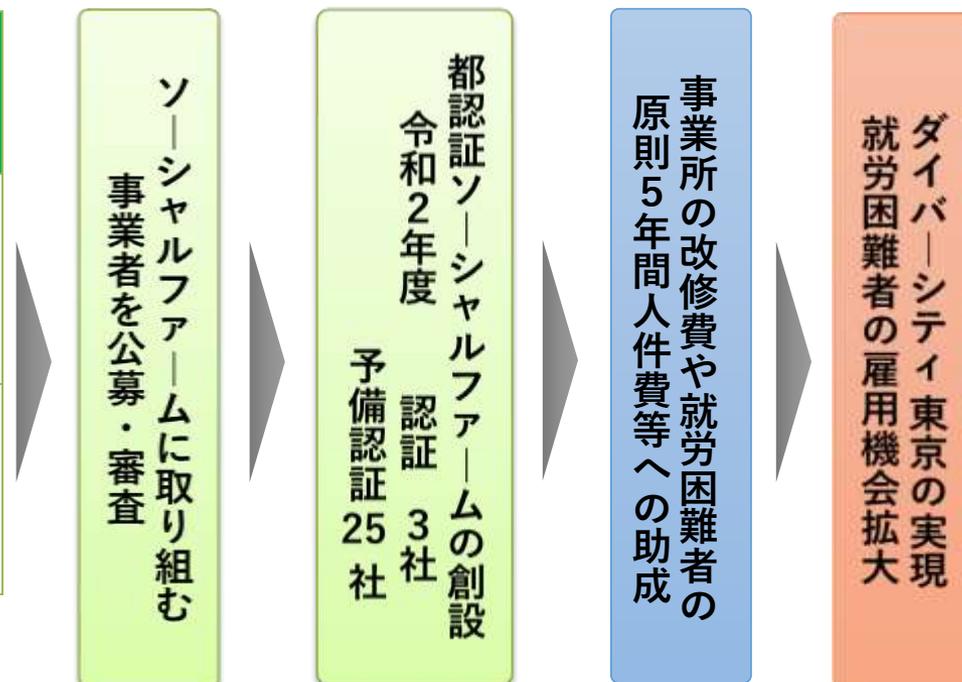
規模：約10社

○ソーシャルファームの創設及び活動を支援することにより、障害者、ひとり親、刑務所出所者などの就労困難者の雇用機会を拡大

ソーシャルファーム（社会的企業） の認証基準 （令和2年6月策定の指針）

・就労困難者（障害者、ひとり親、刑務所出所者等）を全従業員の20%以上雇用、他の従業員と共に働いていること

・事業収入による自律的な経営を行っていること



ソーシャルファーム支援センターの支援

- ・ソーシャルファームの普及啓発
- ・就労困難者の雇用ノウハウの提供、ソーシャルファームの経営への助言など運営等の支援を実施

○認証：

既に認証基準を満たしている事業所を認証

○予備認証：

①既存事業所で就労に困難を抱える方を新規雇用

②事業所を新設し、就労に困難を抱える方を新規雇用

（※半年以内に認証基準を満たす事業計画への認証）

障害者雇用ナビゲート事業

予算：約4千万円

規模：60社

○障害者雇用の経験やノウハウがない、初めて障害者を雇用する中小企業に対し、採用前から採用後の職場定着まで、専門家による伴走型の支援を行う。

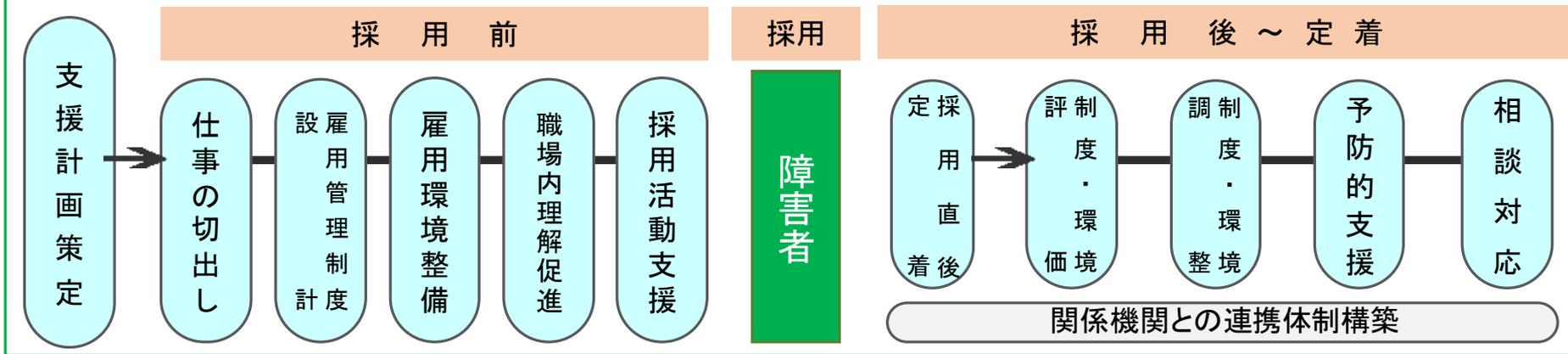
○都内民間企業の実雇用率 (R2.6.1) 2.04%
 ※法定雇用率は2.2%
 (R3.3.1～ 2.3%に引き上げ)

○企業規模別で見た未達成企業の数

	企業規模	
	45.5～300人未満	300人以上
法定雇用率未達成の企業数	11,694社	2,937社

※企業規模が小さくなるほど未達成企業が増加

中小企業



障害者雇用ナビゲーターによる伴走型支援

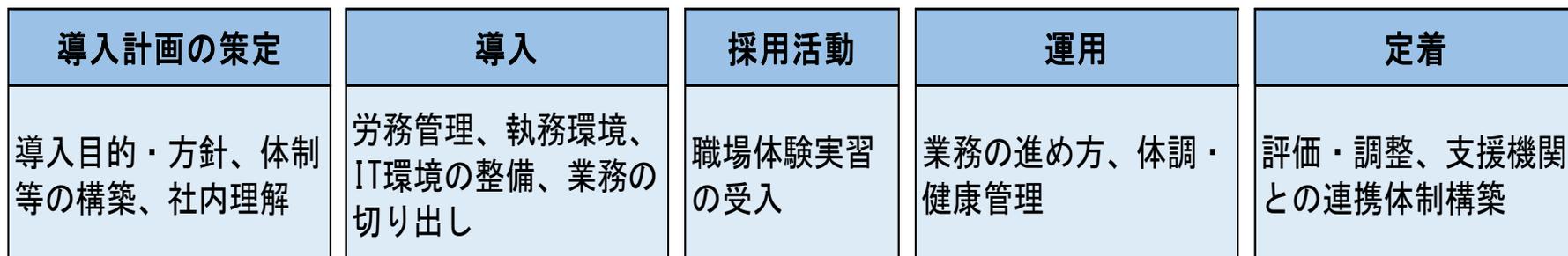
テレワーク活用による障害者雇用促進モデル事業

予算：約3千万円

規模：10社

○障害者雇用の促進に向けて、初めて障害者のテレワークに取り組む企業を対象にテレワークの導入コンサルティングから運用・定着までを一体的に支援するモデル事業を実施し、事例を広く発信する。

中堅・中小企業(企業規模1,000人未満)



テレワーク機器等導入費用助成
※上限110万円

障害者雇用の専門家、テレワーク整備の専門家による支援 ※最大2年

区市町村障害者就労支援事業

障害者施策推進
区市町村包括補助事業
(一部都区財調)

○障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関である区市町村障害者就労支援センターを設置（実施主体：区市町村）

■事業内容

【区市町村障害者就労支援センターの設置状況】

51区市町(令和2年4月現在。法人等への委託可)

【支援対象者】一般就労を希望する在宅の障害者及び就労移行支援事業所等(別紙参照)の福祉的就労に就いている障害者並びに企業、事業所等に在職している障害者など

【職員配置】就労支援コーディネーター(必置)※1 : 就労面の支援を担当(1名以上常勤)

生活支援コーディネーター(必置)※2 : 生活面の支援を担当(1名以上常勤)

地域開拓促進コーディネーター(任意)※3: 地域開拓にかかる支援を担当(令和2年4月現在44区市町で配置)

区市町村障害者就労支援センターの機能

就労面の支援(※1)

- ・職業相談
- ・就職準備支援
- ・職場開拓
- ・職場実習支援
- ・職場定着支援
- ・離職時の調整及び離職後の支援

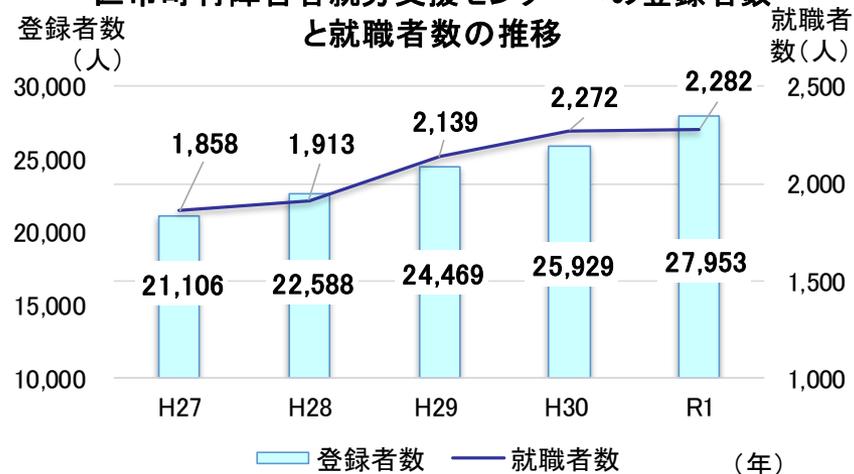
生活面の支援(※2)

- ・日常生活の支援
- ・安心して職業生活を続けられるための支援
- ・豊かな社会生活を築くための支援
- ・将来設計や本人の自己決定支援

地域開拓促進(※3)

- ・福祉施設等からの就労を希望する障害者の積極的な掘り起こし
- ・一般就労に対する働きかけや意識改革
- ・企業に対する障害者雇用へのアプローチ・新規開拓、障害者雇用への不安解消、雇用後の継続的な助言・支援等

区市町村障害者就労支援センターへの登録者数と就職者数の推移



障害者総合支援法における主な就労系福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援 A 型事業	就労継続支援 B 型事業
事業概要	<p>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>(標準利用期間：2年)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間：制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間：制限なし)</p>
対象者	<p>企業等への就労を希望する者</p> <p>※65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p> <p>※65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p>
都の関与	<p>○障害者総合支援法に基づく給付費の費用負担（負担割合：国 1/2、都 1/4、区市町村 1/4）</p> <p>○事業者の指定及び指導（八王子市除く） 等</p>		

ひとり親家庭支援センター事業

予算:約1.2億円

規模:2拠点

○ひとり親家庭の自立支援と生活の安定を図るため、ひとり親家庭及びその支援者に対する相談支援や普及啓発等を実施

■事業内容

(1)就業支援事業

○就業相談等事業

【就業相談】

ひとり親家庭に対し、就業に関する相談対応及び支援を行う。

【就業促進活動】

都内の企業等に対し、ひとり親家庭の雇用促進に対する啓発や求人の新規開拓等を行う。

【キャリアアップ支援】

ライフプランセミナーの実施やマネープランの設計など、家庭の状況に応じたキャリアアップ支援を行う。

【相談支援員研修会】

相談支援業務に従事している者に対して、ひとり親家庭の自立に関する知識技術を付与する。

○就業情報提供事業

ひとり親家庭の求職を支援するため、求職者への職業紹介、求人者への求職者紹介、求人情報の収集提供等を行う。

○就業支援講習会

ひとり親家庭に対し、就業に必要な知識技能を習得させるための講習会を実施する。

(2)生活相談事業・養育費相談事業

育児や家事、健康等の生活一般に関する相談対応や養育費に関する相談対応を行う。

(3)面会交流支援事業

離婚により子供と別居している親とその子供との面会交流の実施に必要な支援を行う。

(4)離婚前後の法律相談・離婚前後の親支援講座

離婚前後の様々な紛争の早期解決を図るため、家事事件に精通した弁護士による法律相談を行う。また、離婚が子供に与える影響や養育費・面会交流について学ぶための講義、当事者同士のグループ討議を行う。

(5)ひとり親グループ相談会

ひとり親同士が日々の生活の悩みを打ち明けたり、生活の知恵や経験を共有する機会を設ける。

■実施方法

一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会に委託。「はあと」(セントラルプラザ5階)、「はあと飯田橋」(東京しごとセンター7階)、「はあと多摩」(立川駅徒歩5分)で実施。

住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 (TOKYOチャレンジネット)

予算:約22.3億円

規模:一時利用住宅の提供
500戸

○住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対して、サポートセンターである「TOKYOチャレンジネット」を設置し、生活支援、居住支援、就労支援、資金貸付相談等を実施

■事業内容

(1) 生活支援

- ・生活全般の相談
- ・借金問題等の法律相談 等

(2) 居住支援

- ・一時利用住宅(※)の提供
(※)新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度に一時利用住宅を100戸から500戸に拡充
- ・都内の低家賃物件情報の提供・マッチング 等

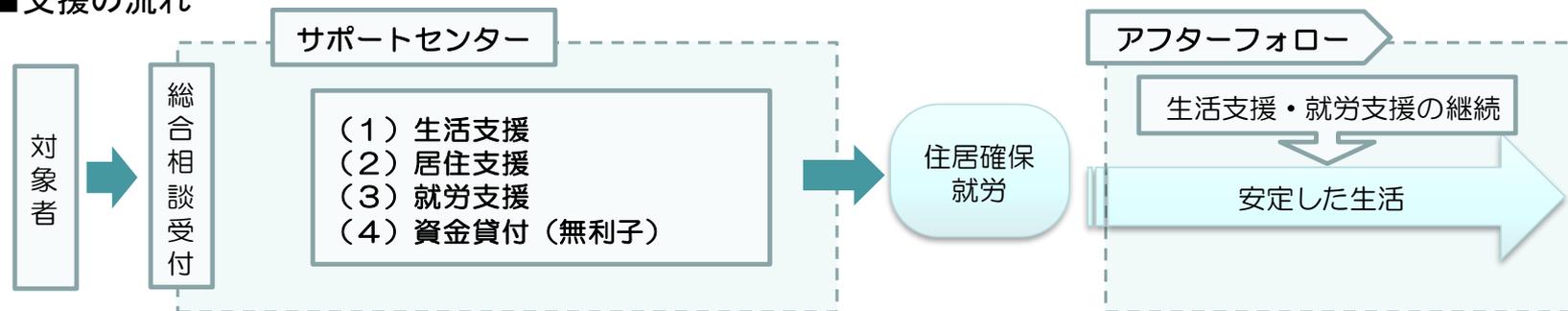
(3) 就労支援

- ・就労相談・面接指導等、就労体験
(直ちにフルタイムの就労が難しい方や長期間仕事から遠ざかっている方等を対象)
- ・就労訓練アドバイザーによる認定就労訓練事業所の開拓
- ・介護職支援コース(介護職員初任者研修の無料実施) 等

(4) 資金貸付(無利子)

- ・住宅資金や生活資金の無利子貸付を実施

■支援の流れ



他機関との連携(区市町村生活困窮窓口、福祉事務所、ハローワーク、相談機関、民間支援団体等)

保護観察対象少年の会計年度任用職員としての雇用

予算：約57万円

○非行少年や非行歴のある若者の社会復帰に向けた取組の一環として、保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用する。

■背景

保護観察処分少年の再処分率(保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分を受けた者の割合)

・・・無職者は有職者の約3倍

■対象者

更生保護法第48条で規定する保護観察対象者のうち、以下の者を対象としている。

(1) 家庭裁判所で保護観察に付された少年(1号観察)

(2) 少年院から仮退院を許された者(2号観察)

※ 地方公務員法第16条第1号の規定により、刑期末了の者は雇用不可。仮釈放者(3号観察)、保護観察付執行猶予者(4号観察)は欠格条項に該当

➡ 少年に就労の機会を与えてマナー等の基本的知識を学ばせ、本格的な就労に向けた第一歩の後押し

■雇用イメージ

年齢 性別	保護観察の経過		雇用期間	業務内容	勤務時間
	罪種	号種			
19歳 男子	大麻取締法違反 (所持、譲り渡し)	1号観察 (家庭裁判所で保護観察に付された少年)	2カ月程度	郵便物の封入・発送、 パソコンでのデータ入力 ほか	7時間45分/日 月16日程度

特別支援学校の規模と配置の適正化 (就業技術科・職能開発科を有する学校の設置)

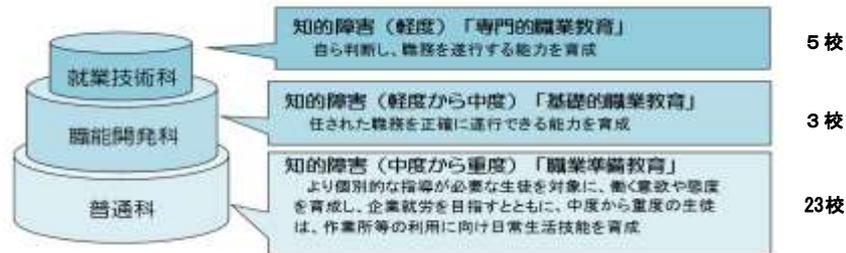
予算：2千万円

規模：1校

- 都教育委員会では、障害のある生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、社会的自立を促進するため、障害の程度に応じた重層的な職業教育の展開を推進
- 重層的な職業教育の更なる充実を図り、生徒の多様な進路選択や企業就労の希望に応じていく。

都立知的障害特別支援学校高等部における職業教育

■ 重層的な職業教育の展開



R2年度現在
設置状況

就業技術科・職能開発科の実績



- 企業OB等を活用した校内実習、就業体験、現場実習など 民間企業・関係機関と連携した就労支援
- 企業ニーズ等を踏まえたコース設定

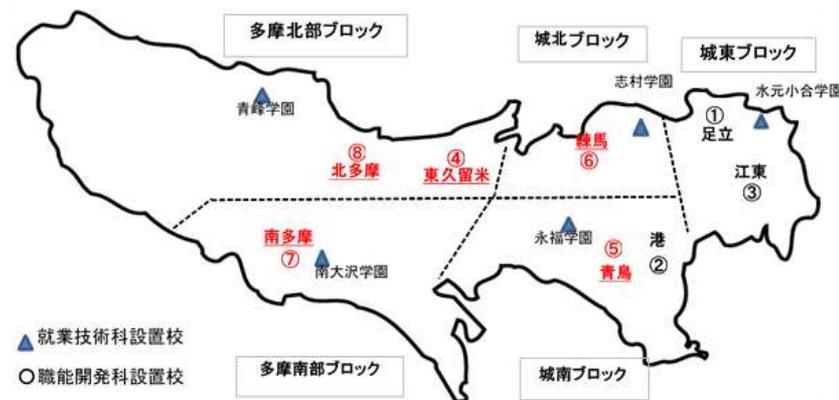
就業技術科・職能開発科の配置状況及び設置予定

【就業技術科】

都内を城北ブロック、城東ブロック、城南ブロック、多摩北部ブロック、多摩南部ブロックに分け、それぞれの地域に就業技術科を各1校設置

【職能開発科】

城東ブロックに足立特別支援学校職能開発科及び江東特別支援学校職能開発科、城南ブロックに港特別支援学校職能開発科をそれぞれ設置



<今後の職能開発科設置予定校と設置予定年度>

- ④ 東久留米特別支援学校 (令和3年度)
- ⑤ 青鳥特別支援学校 (令和5年度)
- ⑥ 練馬特別支援学校 (令和6年度)
- ⑦ 南多摩地区特別支援学校 (仮称) (令和6年度)
- ⑧ 北多摩地区特別支援学校 (仮称) (設置年度調整中)

都立特別支援学校における就労支援

予算：約7千万円

規模：各事業欄記載

○都立特別支援学校高等部生徒の企業就労の拡大に向け、インターンシップ受入れ企業や就労先企業を、企業開拓業務委託や就労支援チーム（教員、就労支援アドバイザー、東京都就労支援員）で開拓し、各校の就労支援の充実を図る。

■ 事業内容

○民間等を活用した企業開拓

・実習先開拓の業務委託

学校の教員では開拓が進まなかった未開拓の企業の発掘を業務委託。年間100社以上の企業を開拓

・就労支援アドバイザーの委嘱

民間企業で障害者雇用に関わってきた者等、障害者雇用に関する専門的な知見をもつ者を30名委嘱

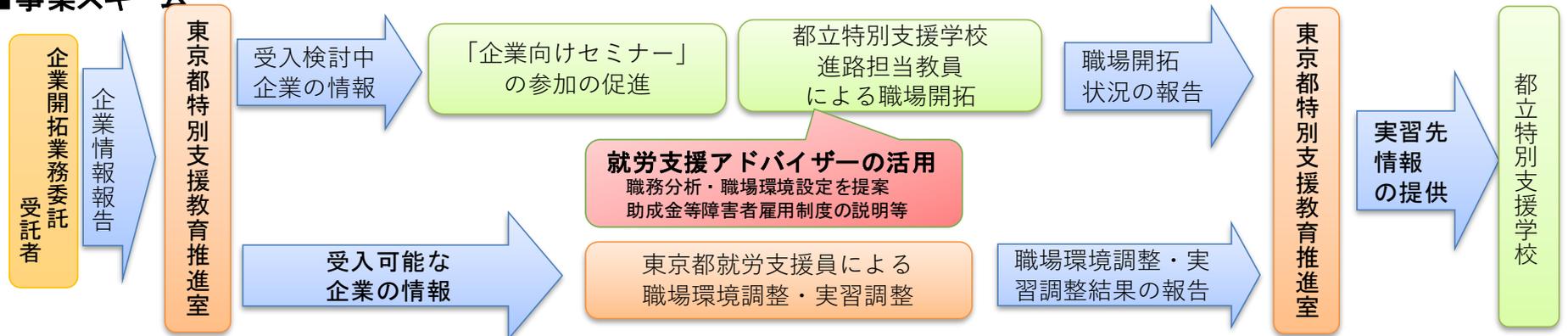
○特別支援学校就労支援体制

東京都就労支援員、各都立特別支援学校の進路指導担当者及び就労支援アドバイザーで「企業開拓チーム」を編成し、生徒の実習受入企業の拡大を進め、生徒の就職先となる企業の開拓を行う。

○企業向けセミナーの実施

教育庁、福祉保健局、産業労働局が連携した企業向け理解促進セミナーの開催。参加した企業に都立特別支援学校の職業教育の取組を紹介し、障害者雇用に対する理解と協力を求める。（年5回実施予定）

■ 事業スキーム



重層的な住宅セーフティネット

予算・規模：各事業欄記載

○住宅確保要配慮者（低額所得者、子育て世帯、高齢者、障害者等）の居住の安定の確保のため、都営住宅を中核とし、民間賃貸住宅を含めた重層的な住宅セーフティネットの構築を図る

①都営住宅への優先入居

都営住宅は、市場において自力で適正な水準の住宅を確保することが困難な世帯に対する住宅セーフティネットの中核である。都営住宅の入居者は、公募により募集することが原則である。特別の事由のある者については、公募の中で優先的に入居できる。

	概要	対象
ポイント方式	抽せんによらず、住宅困窮度に応じて使用予定者を定める募集方式	ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯、車いす使用者世帯のいずれかに該当する世帯
優遇抽せん	優遇資格にあてはまる世帯について、当せん確率が高くなる制度	難病患者、犯罪被害者世帯、三世帯同居、ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、生活保護世帯等
特別割当	国の通達に基づき、又は東京都が独自に設けている優先入居で、福祉保健局など事業実施主体に対し一定戸数を特別に割り当てる方式	母子生活支援施設転出者、宿泊所等転出者、路上生活者自立支援センター退所者等

※優先入居のほか、福祉保健局事業の「TOKYOチャレンジネット」に対し都営住宅を提供(60戸)

②東京ささエール住宅の供給促進【令和3年度予算：約1.9億円】

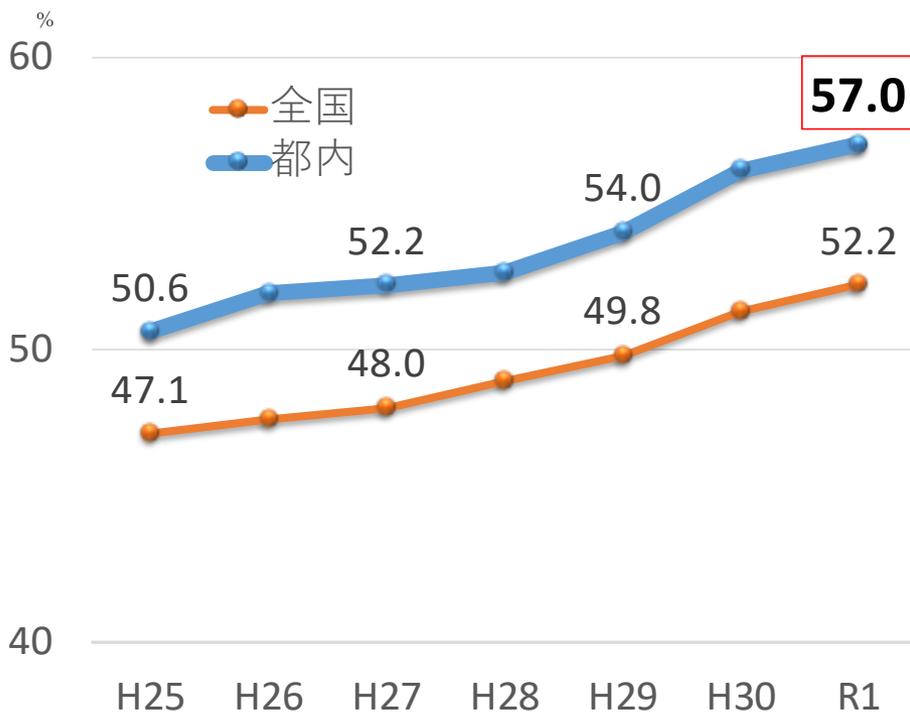
低額所得者や子育て世帯等を含む要配慮者を受け入れ可能な民間賃貸住宅を「東京ささエール住宅」として東京都に登録し、広く物件情報を公開するとともに、各種の経済的支援や居住支援法人による生活支援等を通じ、要配慮者の居住の安定確保を図る。

③東京都居住支援協議会【令和3年度予算：約1千万円】

居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の上で、必要な支援策について協議する。協議を踏まえ、要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、「区市町村」「賃貸住宅オーナー・不動産関係者・居住支援団体等」のそれぞれを対象にしたセミナーの開催等、必要な支援を実施する。 ※都内：東京都及び16区8市(令和3年1月25日時点)

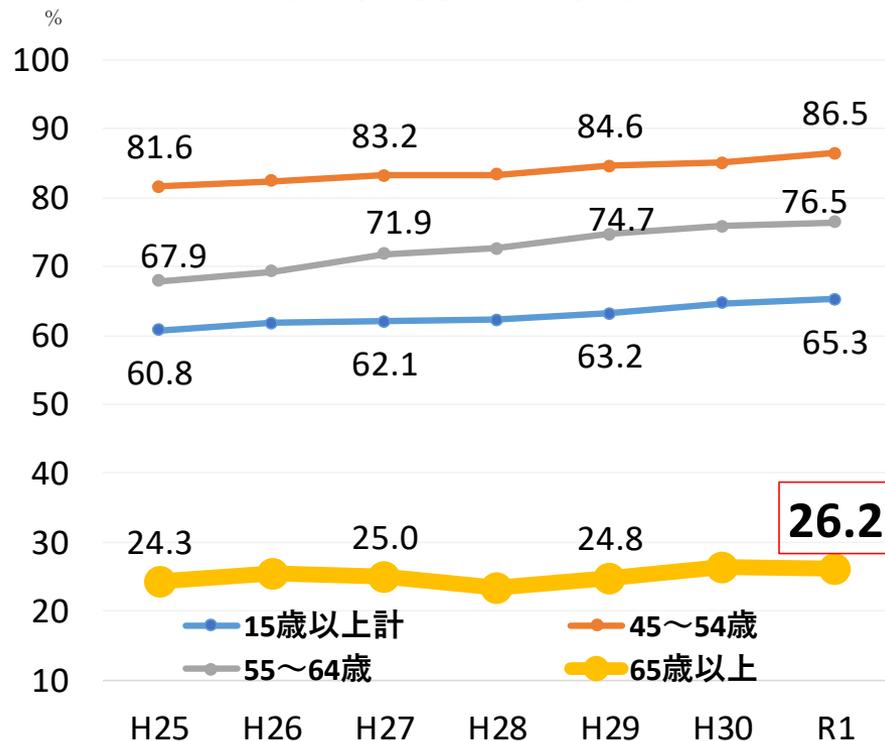
3 女性・高齢者の活躍に向けた就業支援

〈女性の就業率（全国・都内）の推移〉



出典：労働力調査（総務省、東京都）

〈高齢者の就業率の推移〉



出典：東京の労働力（労働力調査結果）（東京都）

- 労働力人口の減少を見据え、意欲ある女性や高齢者の就業の促進が課題
- 女性や高齢者の多様な就業ニーズ等に対応したマッチング・訓練機会を提供

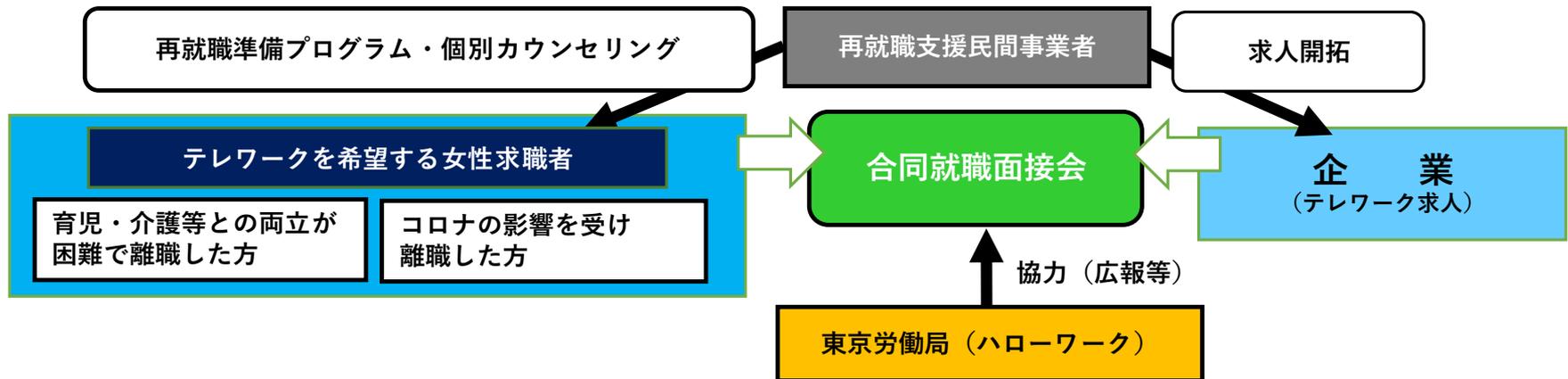
テレワークを活用した女性の雇用拡大事業

予算：約7千万円

規模：200人

○育児・介護等と仕事の両立を図る女性の就業機会の拡大に向けて、再就職準備プログラムや個別カウンセリングを実施するとともに、テレワークが可能な求人を開拓し、女性求職者とテレワーク企業とのマッチングを支援

- ①女性再就職準備プログラム【50名・託児付き】 ※後日、実施内容をオンラインでも配信
- ②テレワーク企業の求人開拓【50社】
- ③合同就職面接会（マッチングイベント）【200名・50社・託児サービス付き】



女性向け委託訓練

予算：約1.3億円

規模：855人

○結婚、出産や育児等のため退職した女性やコロナ禍で離職した女性の就業ニーズに合わせた多様な職業訓練を提供し、再就職を後押し

女性の就業ニーズに対応した多様な職業訓練を実施

3箇月訓練コース

【概要】

正社員として社会復帰を目指すため、ビジネスに必要な専門的な知識を習得(事務系やWeb系)

【訓練の特徴】

家事等と両立できるように通いやすい場所で、短い授業時間で実施

(年間定員)

400名

eラーニング訓練コース

【概要】

求職者に加えパート等から正社員への転職を目指す女性を支援(OA・事務系等の科目)

【特徴】

自宅で自分で時間を調整できるeラーニングによる訓練

(年間定員)

150名

5日間訓練コース

【概要】

再就職のためのWord・Excelスキルを短期間で身につけるための訓練を民間教育機関に委託して実施

【特徴】

育児や家事をしながらでも参加しやすいように、住宅地に近い会場を都が借り上げて実施(無料託児サービス付)

(年間定員)

280名

求人セット訓練

【概要】

育児中の方の再就職を支援するため、企業内保育を実施している企業の求人内容に合わせた訓練を実施

【特徴】

企業内訓練と求人をセットで実施(無料託児サービス付)

(年間定員)

25名

東京セカンドキャリア塾

予算：約2.7億円

規模：870人

○人生100年時代において、新たな働き方にチャレンジするための学びの場を設けることで、意欲あるシニア及びシニア予備群の方が、今後のセカンドキャリアに必要な知識を得て、再就職や多様な働き方ができるよう支援する。

1. 65歳以上対象コース

楽しみながら就職に必要な知識等を学べる長期のセミナーを行い、受講生同士の相互交流等を通し、就業意欲の向上を図る。

- ◆対象◆ 学び直しに意欲のある65歳以上の高齢者
- ◆定員・期間◆ **150名程度**、6か月（週1～2回受講）

2. シニア予備群向けコース

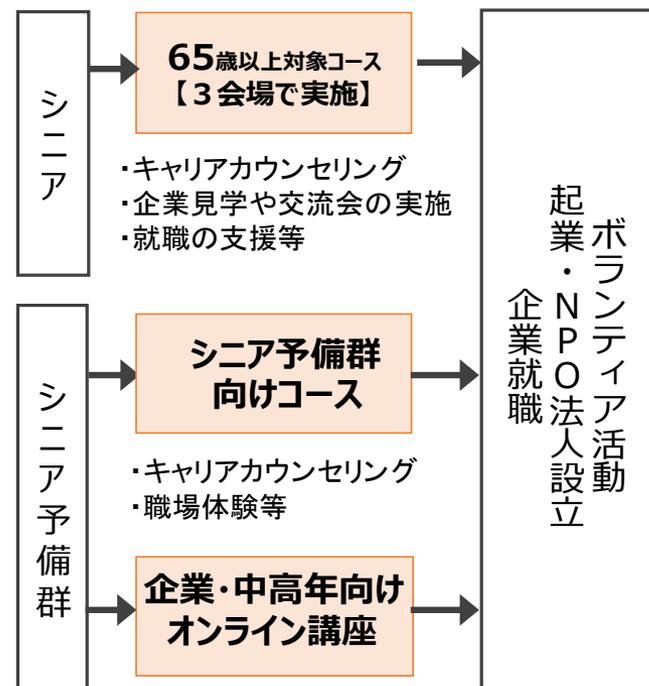
再就職や多様な働き方について考える一連の講座や、職場体験により、セカンドキャリアへ一歩踏み出すためのきっかけ作りを行う。

- ◆対象◆ 定年退職前の55歳以上から65歳未満の中高年齢者
- ◆定員◆ **120名程度**（各コース20名×年3回）
- ◆期間◆ ①短期土曜日コース ②平日夜間コース：1～2か月

3. 企業・中高年向けオンライン講座

シニアのキャリアデザインの方法や多様な働き方を学べるオンライン講座を実施する。

- ◆対象◆ ①中高年を雇用する企業 ②55歳以上から65歳未満の中高年齢者
- ◆定員◆ ①企業向けコース **300名** ②中高年向けコース **300名**
- ◆期間◆ 企業・中高年向けコース：各1か月（月4テーマ、年3回）



東京キャリア・トライアル65

予算：約2.6億円

規模：400人

○働く意欲のある高齢者が派遣労働者として企業に短期間の就業を行うことにより、働くスキルを身に付けるとともに、企業は高齢者を活用するノウハウを取得することで、高齢者の活躍する場を広げる。

<シニアの派遣就業>

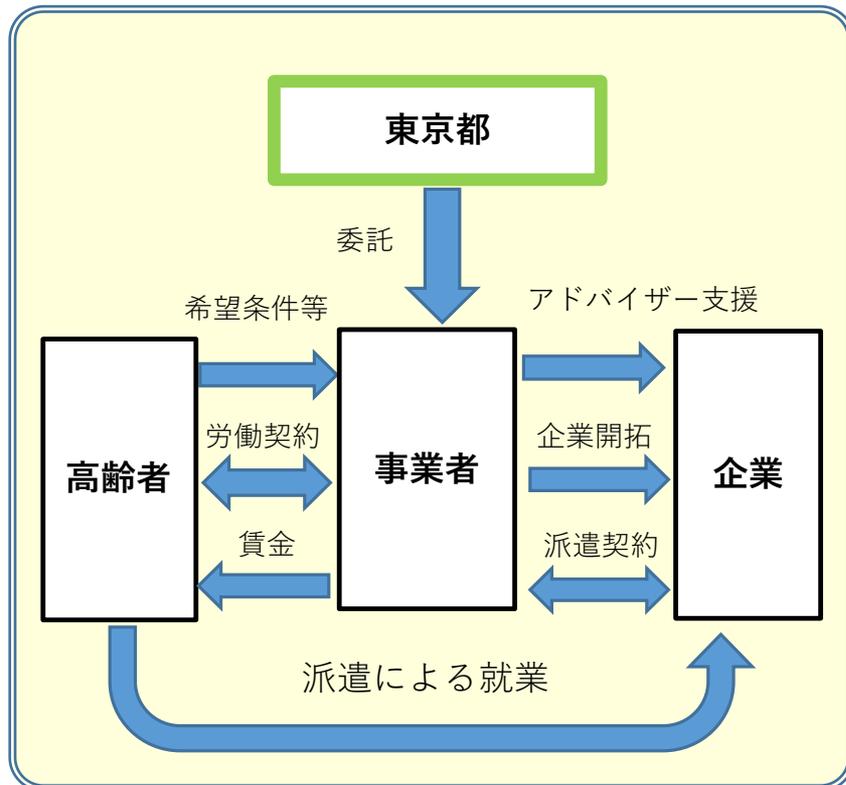
過去の経験を活かし、都内で早期に就職を希望する65歳以上の高齢者を対象として、企業に短期間の派遣就業を行う。派遣就業前には、高齢者に事前研修を実施するとともに、派遣就業中には就職支援を行う。

- ◆対象◆ 概ね65歳以上の就職を希望する高齢者
- ◆派遣人数◆ 400名
- ◆派遣期間◆ 約1か月
- ◆対象職種◆ 事務職、営業職、IT技術職
- ◆費用◆ 都が派遣人件費・交通費を全額負担

<高齢者の就業状況> (令和元年度実績)

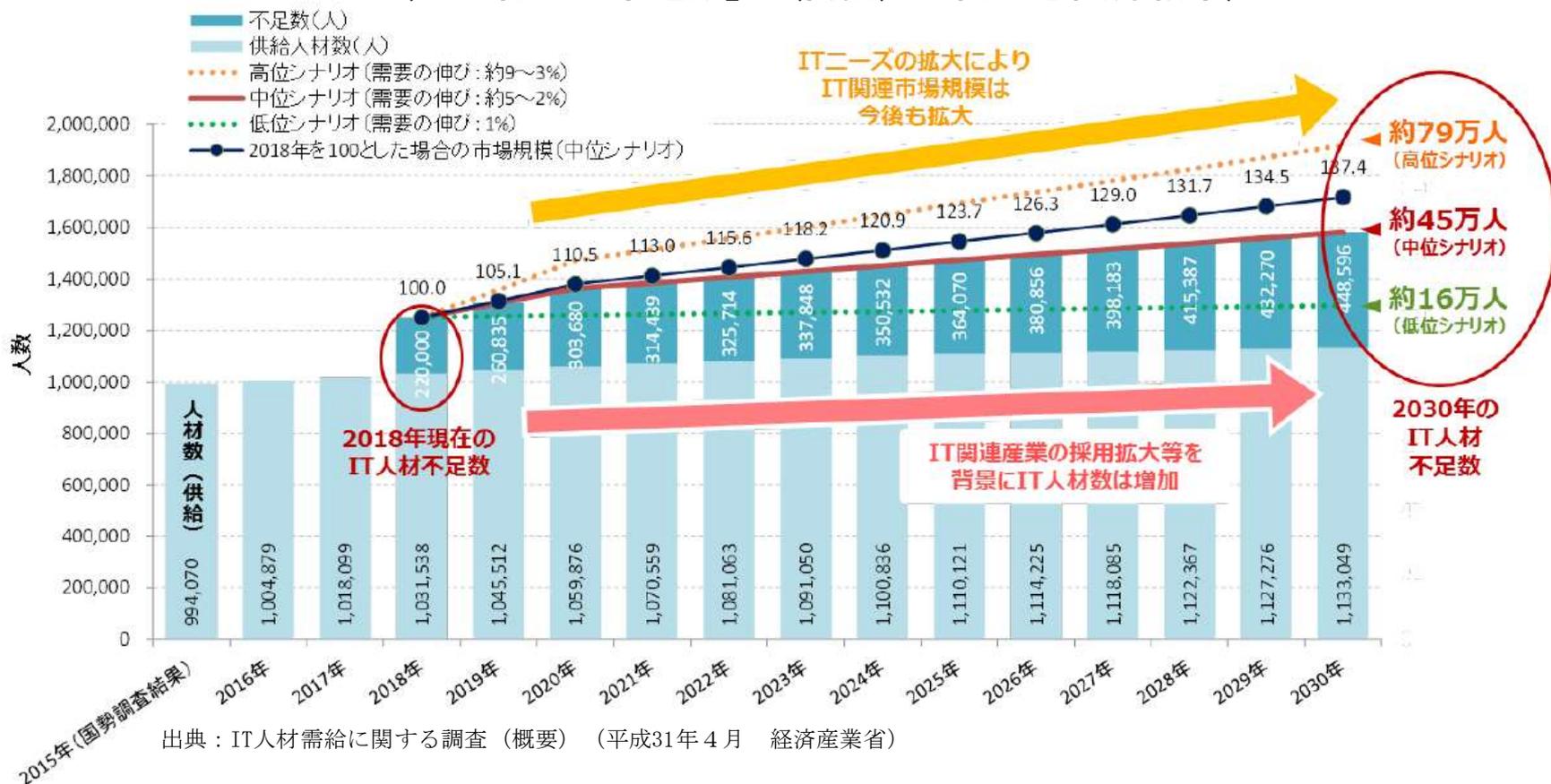
○65歳以上の高齢者の就業率 26.2%
全年齢の就業率 65.3%

【事業スキーム】



4 東京の持続的な成長を支える産業人材の育成・確保

〈IT人材の「不足数」(需要)に関する試算結果〉



- 東京の成長を牽引するIT産業分野等において、人材不足が顕著
- 職業訓練や中小企業の従業員のスキルアップ支援等を強化し産業人材を育成

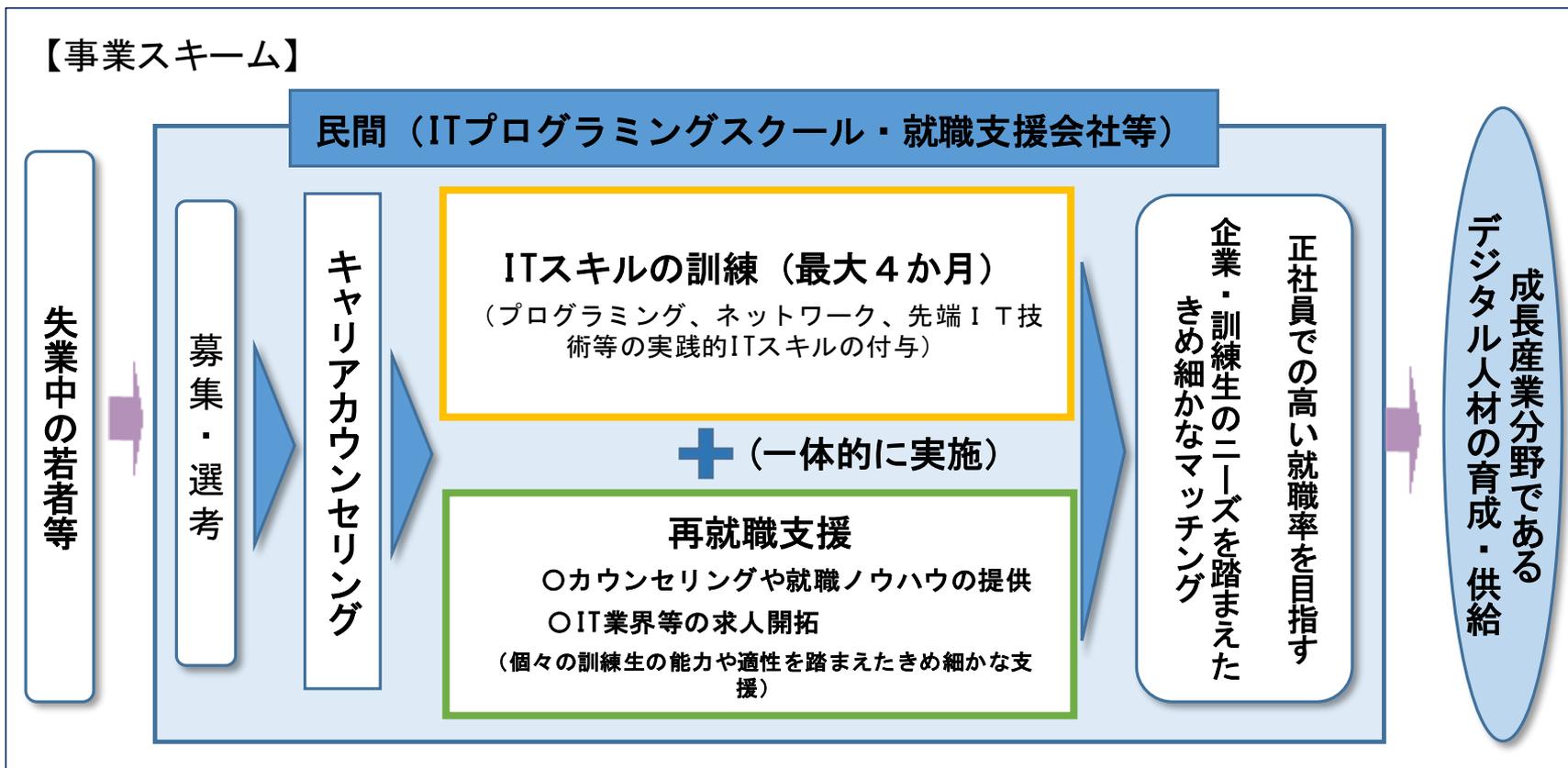
デジタル人材育成支援事業

予算：約6.1億円

規模：400人

○コロナの影響等で離職した若者などに対し、実践的なITスキルを付与する職業訓練と求人開拓等の再就職支援を一体的に実施し、東京の成長を支えるデジタル人材を育成

【事業スキーム】



中小企業人材スキルアップ支援事業

予算：約1.5億円

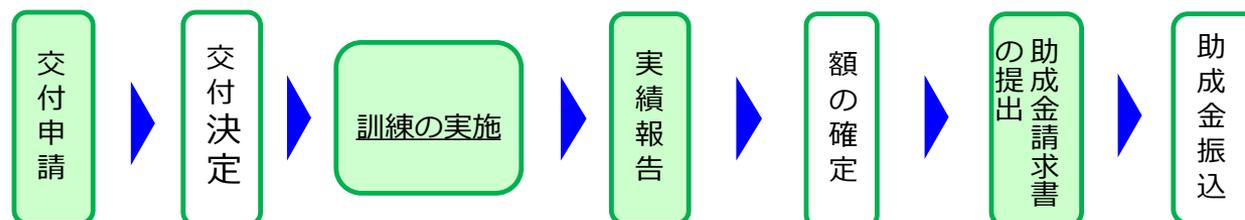
規模：10,190人

○中小企業等が従業員に対して実施する、集合型及びeラーニングを利用した職業訓練の取組を支援することにより、企業における従業員の職業能力の開発及び向上を促進

中小企業等が従業員に対して行う訓練に係る経費を訓練内容や実施方法に応じた3つの助成金により助成

	社内型スキルアップ助成金	民間派遣型スキルアップ助成金	オンラインスキルアップ助成金
訓練内容	自社内で実施する短時間のOFF-JTの訓練	民間の教育機関等が実施する短時間の訓練に従業員を派遣して行う訓練	民間の教育機関等が提供するeラーニングにより実施する訓練
助成率	受講者1人1時間当たり <u>430円</u>	受講者1人1コース当たり訓練の受講料等の <u>2分の1</u> 又は2万円 のいずれか低い額	原則 :助成対象経費の <u>2分の1</u> 小規模企業者 :助成対象経費の <u>3分の2</u>
上限額	社内型、民間派遣型併せて年度内100万円 ※民間派遣型は1人あたり2万円まで		原則:20万円 小規模企業者:27万円
実施規模 (人数)	3,290人 (470コース×7人)	300人 (200コース×1.5人)	6,600人 (600社×11人)

助成金支給までの流れ

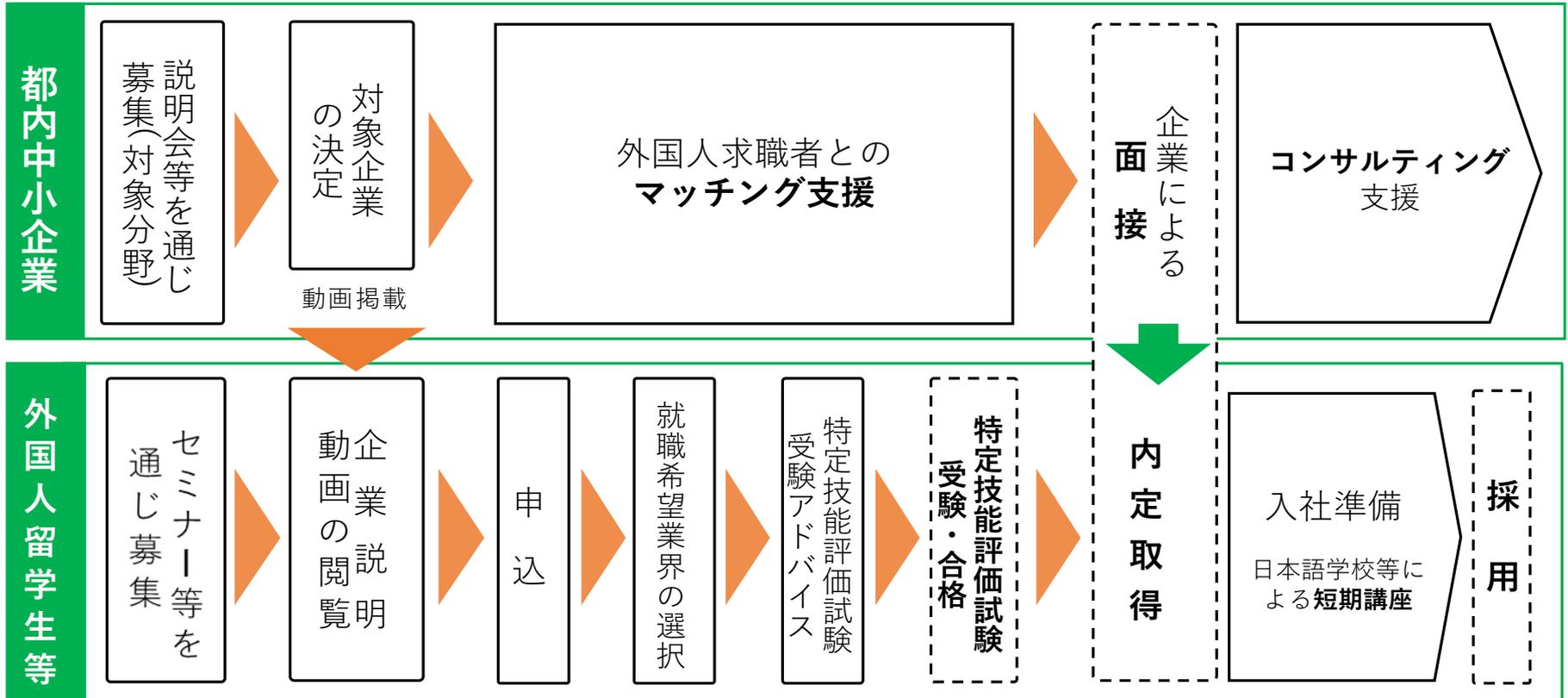


特定技能外国人雇用支援事業

予算：約1.6億円

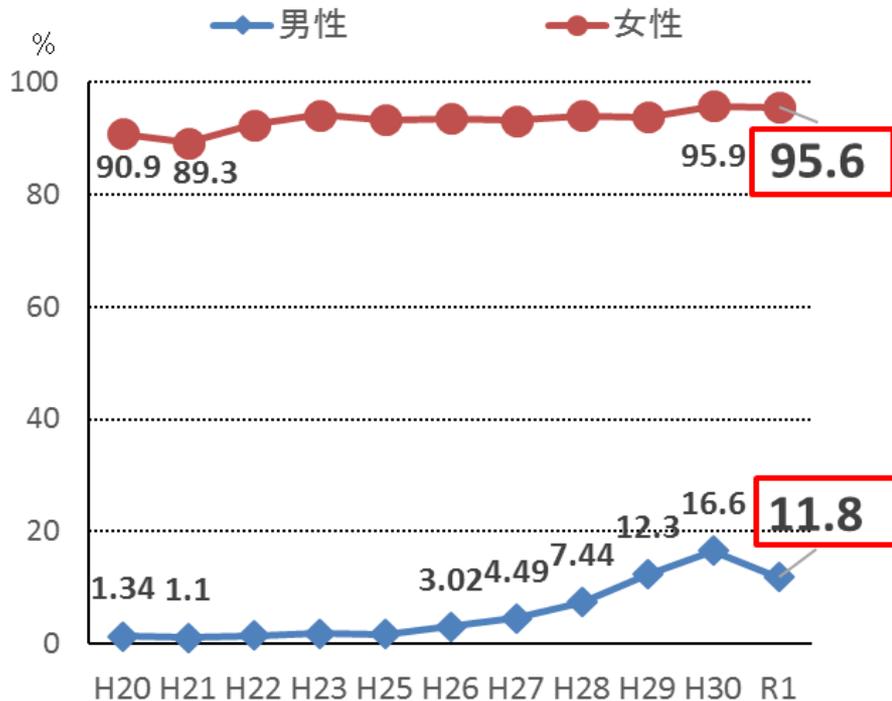
規模：60社(対象企業)

○都内の中小企業に対し、特定技能資格制度により、都内での就労を希望する外国人留学生等とのマッチングを実施することで、外国人材の確保を支援



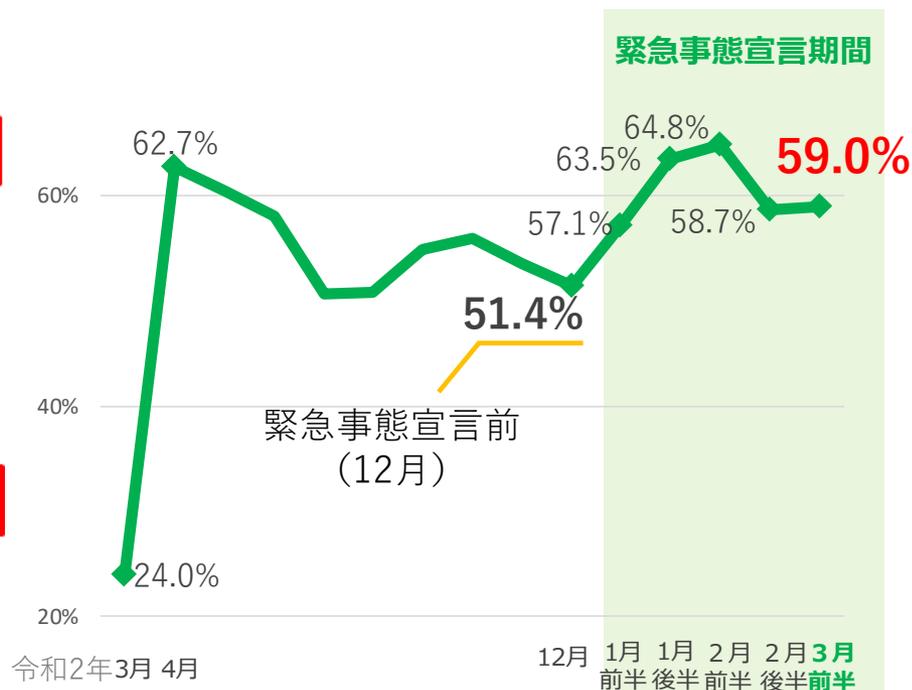
5 働き方改革の推進

〈育児休業取得率の推移〉



出典：令和元年度東京都男女雇用平等参画状況調査

〈都内企業のテレワーク導入率の推移〉



出典：テレワーク導入率調査（令和3年3月前半）

- テレワークの急速な普及などワークスタイルは大きく変化
- 男性育児休業の取得促進に向けた支援強化により、働き方改革を加速

働き方改革促進事業

予算：約3.7億円

規模：各事業欄記載

○企業が主体的に働き方改革に取り組めるよう、ワンストップ相談窓口の設置、関係法令の集中講座やノウハウ等の提供、専門家派遣まで一体的に支援を行い、社内における取組推進をサポート

働き方改革等総合相談窓口

働き方改革の推進に関する企業の様々な相談に社労士等がワンストップで対応

【相談手法】
電話、メール等

働き方改革集中講座

働き方改革に関する法令や事例、社内で推進する上でのノウハウ等を体系的に学ぶ講座を実施し、社内での働き方改革推進者を養成

【対象】 経営者、人事労務担当者等
【実施手法】 オンライン等

【実施規模】 1,000社

専門家派遣

社会保険労務士等の専門家を企業に派遣し、社内における働き方改革の推進や生産性の向上等を支援

【派遣回数】 上限5回／社
【対象】 経営者、人事労務担当者等

【実施規模】 300社

企業における働き方改革を一体的に支援

働くパパママ育休取得応援事業

予算：約4.7億円

規模：各事業欄記載

○女性の活躍推進には、育児と仕事の両立に向けた職場環境の整備とともに、男性の育児参加についても後押しが必要であり、育児休業取得促進に取り組む企業等に対し、奨励金を支給

働くママコース

女性従業員に、1年以上の育児休業（産後休業含む）を取得させ、原職等に職場復帰させるとともに、法定を上回る育児休業期間等の規定を新たに整備した企業に対し、奨励金を支給

【対象】 都内中小企業

【実施規模】 400件

【奨励金額】 125万円

働くパパコース

○男性従業員が、連続15日以上の子育て休業を取得した場合、取得期間に応じて奨励金を支給

※中小企業には以下の特例措置を実施。

- ・配偶者の産後8週の期間内で30日以上の子育て休業を取得した場合、20万円加算
- ・配偶者の産後8週の期間内で初回の子育て休業を取得した場合、2回目も合算した日数で支給

【対象】 都内企業（大企業含む）

【実施規模】 400件

【奨励金額】 25万円 ～ 300万円

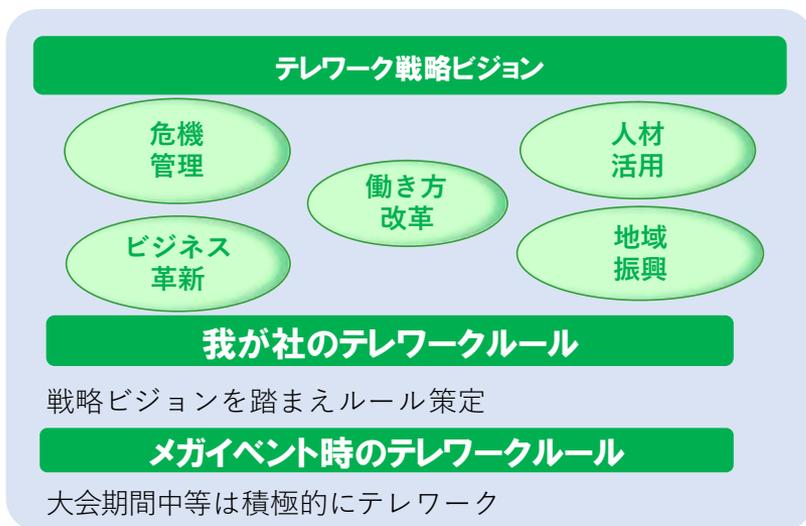
テレワークの推進

予算：約31.6億円

規模：各事業欄記載

○テレワークの一層の促進・定着に向け、「テレワーク東京ルール」を普及するとともに、導入・運用課題へのきめ細かいサポート、サテライトオフィス整備などテレワークの実施環境整備を推進

<テレワーク東京ルール>



<「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度>

- テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、企業ごとに**テレワークルールを設定・宣言**
- 専用ウェブサイトにて自社PRのほか、資金調達やテレワーク希望の求職者とのマッチングを支援
- 優れた取組は「**TOKYOテレワークアワード**」で表彰

テレワーク導入・運用課題解決サポート事業

テレワークの導入・運用時の課題解決を支援

- テレワークワンストップオンライン相談
 - ※専門家派遣、課題解決オンラインセミナーへつなぎよりきめ細かい支援を実施

テレワーク促進事業

テレワーク機器等の経費を助成

- 規模2,000社
- 【小規模事業者】 補助率 2 / 3 上限額150万円
- 【中規模事業者】 補助率 1 / 2 上限額250万円

サテライトオフィス設置等補助事業

自治体や民間事業者が設置するサテライトオフィスの経費を助成

- <行政コース（区市町村部対象）・民間コース（市町村部対象）>
- ・整備費 補助率1/2（保育所併設等は2/3） 上限額2,000万円
- ・運営費 補助率1/2（保育所併設等は2/3） 上限額 800万円
- ※地域や内容により、上限額が変動

〈関連資料〉

- 都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例
- 就労の支援に係る施策等に関する事業の計画に係る検討・検証会議設置要綱
- 「就労の支援に係る施策等に関する事業の計画に係る検討・検証会議」委員名簿

都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 都民及び事業者に対する支援等(第8条・第9条)

第3章 ソーシャルファームの創設及び活動の促進等(第10条・第11条)

第4章 計画の策定等(第12条—第14条)

附則

東京は、日本の首都として、また世界有数の国際都市として発展を続けている。国内外から多様な人々が集い、多岐にわたる仕事を通じて社会経済活動を営んでいることが、東京の成長の原動力となっている。東京が活力ある都市として今後も持続的に発展していくためには、誰もが生き生きと働き活躍できるダイバーシティを実現し、互いの個性を尊重して認め合う共生社会を目指していく必要がある。

そのためには、東京都と都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合うソーシャル・インクルージョンの考え方に立って、希望する全ての都民の就労を支援していかなければならない。特に、この考え方は、就労を希望しながらも様々な理由から就労に困難を抱え、職に就けていない方や就労の継続が困難な方を支援していく上で重要である。

こうした中、東京で展開してきた様々な就労支援の取組に加え、自律的な経済活動を行いながら、様々な理由から就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働く社会的企業の創設を後押しする新しい視点も不可欠である。

ここに、就労を希望する全ての都民がその個性と能力に応じて働くことができるよう応援し、誰一人取り残されることなく誇りと自信を持って輝く社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、就労を希望する全ての都民に対する就労の支援（以下「就労の支援」という。）について、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）の責務並びに都民、事業者及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、就労の支援に係る施策並びにソーシャルファームの創設及び活動の促進（以下「就労の支援に係る施策等」という。）の基本となる事項を定め、就労の支援に係る施策等を総合的に推進することにより、都民一人一人が個性と能力に応じて就労し誇りと自信を持って活躍する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業者 都内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 二 就労困難者 就労を希望しながら、様々な事由により就労することが困難である者であって、その者の配慮すべき実情等に応じた支援が必要なものをいう。

(基本理念)

第3条 就労の支援は、都民一人一人が等しく尊重され、その個性と能力に応じた就労を実現し、社会を構成する一員として誇りと自信を持って活躍することを旨として、推進されなければならない。

2 就労の支援は、都、都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合うソーシャル・インクルージョンの考え方に立って、推進されなければならない。

(都の責務)

第4条 都は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、国、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、就労の支援に係る施策等を総合的に実施するものとする。

(都民の役割)

第5条 都民は、基本理念について理解を深めるとともに、都が実施する就労の支援に係る施策等に協力するよう努めるものとする。

2 就労を希望する都民は、基本理念について理解を深めるとともに、就労に向けて自ら進んで取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念について理解を深め、従業員の雇用及びその継続並びに従業員が働きやすい職場環境の整備に取り組むとともに、都が実施する就労の支援に係る施策等に協力するよう努めるものとする。

(区市町村の役割)

第7条 区市町村は、基本理念のっとり、地域の特性等に応じた就労の支援に取り組むとともに、都が実施する就労の支援に係る施策等に協力するよう努めるものとする。

第2章 都民及び事業者に対する支援等

(都民に対する支援)

第8条 都は、就労を希望する全ての都民に対して、次に掲げる就労の支援に係る施策を実施するものとする。

- 一 専門家による相談等、求人企業の開拓、求人情報の提供及び都の支援事業等に関する情報の提供
 - 二 都立施設及び民間の教育機関等を活用した就労のための技能及び知識の習得による職業能力の開発及び向上
 - 三 企業の現場における実習その他の職業体験、求人企業による説明会及び就職面接会等の機会の提供
 - 四 就職後における専門家による助言、指導及び相談その他の職場定着への支援
- 2 都は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、就労困難者と認められる者に対して、その者の配慮すべき実情等に応じた支援を行うものとする。

(事業者に対する支援等)

第9条 都は、事業者に対して、次に掲げる就労の支援に係る施策を実施するものとする。

- 一 従業員の雇用及びその継続に関する専門家による助言、指導及び相談並びに法令、都の支援事業等及び求職者に関する情報の提供
 - 二 福利厚生及び休暇に関する制度の充実並びに多様で柔軟な勤務時間の設定等による従業員が働きやすい職場環境の整備に対する支援
 - 三 事業者が実施する従業員の技能及び知識の習得による職業能力の開発及び向上に対する支援
- 2 都は、事業者に対して、事業者が従業員の雇用及びその継続、働きやすい職場環境の整備並びに従業員の職業能力の開発及び向上の取組を実施するに当たり、就労困難者と認められる者の配慮すべき実情等に応じて行われるよう支援するものとする。
- 3 都は、就労困難者と認められる者の多様な就労の実現を図るため、法令等に基づき、就労の機会の提供並びに就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の実施により就労を支援する事業所等の創設及び活動を促進するものとする。

第3章 ソーシャルファームの創設及び活動の促進等

(ソーシャルファームの創設及び活動の促進)

第10条 都は、前章に定める就労の支援に係る施策のほか、事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業（以下「ソーシャルファーム」という。）の創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効果的に実施するものとする。

(認証等)

第11条 都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、支援対象となるソーシャルファームを認証するものとする。

- 2 都は、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に当たり、支援策等を取りまとめた指針等を策定するものとする。
- 3 支援対象となるソーシャルファームを認証する基準は、前項の指針等において定めるものとする。

第4章 計画の策定等

(計画の策定等)

第12条 都は、就労の支援に係る施策等に関する事業の計画（以下「事業計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都は、事業計画及び事業計画に基づく施策に係る実施状況を公表するものとする。

(施策の検証)

第13条 都は、事業計画に基づく施策に係る実施状況の検証に当たっては、関係機関等の意見を聴き、施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 都は、就労の支援に係る施策等を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

就労の支援に係る施策等に関する事業の計画に係る検討・検証会議設置要綱

2 産 勞 雇 就 第 5 4 8 号
令 和 2 年 8 月 1 9 日

(設置)

第1 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」(令和元年東京都条例第91号。以下「条例」という。)第12条第1項に定める就労の支援に係る施策等に関する事業の計画(以下「事業計画」という。)の策定の検討及び条例第13条に定める事業計画に基づく施策に係る実施状況の検証を行うに当たり、関係機関等の意見を聴くため、「就労の支援に係る施策等に関する事業の計画に係る検討・検証会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 会議は、次の事項について意見の交換等を行う。

- (1) 事業計画の策定の検討に関すること
- (2) 事業計画に基づく施策に係る実施状況の検証に関すること
- (3) その他、会議目的を達成するために必要な事項に関すること

(委員等)

第3 会議は、産業労働局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 産業労働局長が必要であると認めるときは、委員以外の者の会議の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱を受けた日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第5 会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6 会議は、産業労働局長が招集する。

(公開)

第7 会議は、原則として公開する。
2 座長が必要であると認めるときは、前項の規定に関わらずその全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第8 会議の事務局は、東京都産業労働局雇用就業部就業推進課とする。

(その他)

第9 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月19日から施行する。

「就労の支援に係る施策等に関する事業の計画に係る 検討・検証会議」 委員名簿

氏名	現職等
斉藤 千秋	日本労働組合総連合会東京都連合会 事務局長
清水 晋	東京都商工会連合会 事務局長
白木 三秀	早稲田大学政治経済学術院 教授
眞保 智子	法政大学現代福祉学部 教授
杉崎 友則	東京商工会議所産業政策第二部 担当部長
橋本 陽子	学習院大学法学部 教授
裕本 順一	東京労働局 職業安定部長
三原 浩造	東京都中小企業団体中央会 事務局長
山鼻 恵子	一般社団法人東京経営者協会 事業局長兼経営支援事業部長

(五十音順、敬称略)